平成２７年（フ）第５２７３号
大阪府寝屋川市黒原旭町９番10号、前住所大阪府寝屋川市黒原新町４番44号
債務者　鳥原　秀紀
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３４７号
大阪府東大阪市菱屋西５丁目12番22号　オーナーズマンション菱屋西606号
債務者　小泉　博正
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３５８号
大阪府寝屋川市池田３丁目９番７―303号
債務者　今村剛こと　金　　剛
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３７３号
大阪府守口市梶町１丁目20番１―414号、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘５丁目23番22号
債務者　柿田　　壮
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３９８号
大阪市東淀川区豊新３丁目４番32―502号
債務者　吉田　幸一
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０号
大阪府吹田市岸部南２丁目26番33号（101）
債務者　吉本　　治
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２１２号
大阪市住吉区住吉１丁目10番26号　メゾン山口205号
債務者　増井美智子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３０号
大阪府豊中市中桜塚５丁目21番11―201号
債務者　小畠　宏之
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４９号
大阪府枚方市香里ケ丘９丁目６番地の１（D13―431）
債務者　川村　知子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５６号
沖縄県宜野湾市我如古１―48―13メゾンみゆき403号室、住民票上の住所大阪府箕面市新稲４丁目16番11号（101号）
債務者　髙岸　清人
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５９６号
大阪市東淀川区豊新１丁目13番12号　ユタカマンション２棟
債務者　伊藤　隆詞
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７３０号
大阪府高槻市天川町７番31―105号
債務者　田中　蘭子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７５０号
大阪府東大阪市若江北町３丁目３番28―705号
債務者　増田　純子（旧姓鷲尾）
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７５５号
大阪市住吉区南住吉２丁目15番１―301号
債務者　東　　幸子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６５号
埼玉県草加市柳島町285番地　クローネ関103号
債務者　小林　里美
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
岐阜県多治見市旭ヶ丘８丁目36番地４　ラフォーレ旭Ｂ203号、住民票上の住所岐阜県土岐市泉町久尻1372番地の10
債務者　久川　公洋
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２８年（フ）第１５０号
札幌市東区北12条東10丁目１番６号
債務者　珍田　亮兵
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部